

福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和 44 年福岡市規則第 35 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、市内に宿泊施設を有する宿泊事業者(以下「事業者」という。)が講じる受入環境の更なる充実に向けた取組みへの支援を目的とする。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、事業者が実施する別表 1 に掲げるもののうち、第 2 条の目的に沿うものとして市長が必要と認めたものとする。

(補助事業者)

第 4 条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかの事業を行う事業者で、福岡市宿泊税条例(令和元年福岡市条例第 28 号)第 12 条の規定に基づき宿泊税に係る納入申告書を市長に提出している者とする。なお、本補助金の交付対象事業者は公募により募集する。

(1)旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業(同条に規定する下宿営業を除く。)

(2)住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表 1 に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税の額を含まず、国及び地方公共団体等が実施する他の補助制度等により交付される補助金の額を除外して算定することとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、補助上限額は、別表 2 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助事業実施期間)

第 7 条 補助事業を実施することができる期間は、第 10 条に規定する交付決定の日から市長が別に定める期日までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(適用除外)

第 8 条 市長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者(以下「申請者」という。)が福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納しているときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を支給しないものとする。ただし、当該申請者が市税に係る徴収猶予の特例制度の対象になっている場合においてはその限りではない。

2 市長は、福岡市暴力団排除条例の規定を準用し、本条に規定する排除措置を講じるものとし、前項の規定のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1)暴力団員であること。

(2)法人若しくは団体の役員が暴力団員に該当する者であること。

(3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すること。

3 市長は、申請者が前項各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を決定することができない。また、補助金の交付決定後に前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときには、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

4 市長は、暴力団の排除に関して福岡県警察へ照会・確認を行うため、申請者(法人若しくは団体であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第 9 条 申請者は、市長が定める交付申請ができる期間（以下「申請期間」という。）において、福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金交付申請書兼事業計画書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)事業収支計画書(様式第 1 号別紙)

(2)その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条中前項までの規定にかかわらず補助金の不交付を決定し、福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

- (1)補助事業を行う宿泊施設が補助金の交付決定の前に市外に移転、又は閉鎖したとき。
- (2)補助金の交付申請が、同一の補助事業者において複数回認められたとき。
- (3)申請期間までに、交付決定に要する適用条件を満たさなかったとき。
- (4)第 7 条に定める補助事業実施期間までに補助事業を実施する見込みがなくなったとき。
- (5)偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けようとしたとき。
- (6)公序良俗に反する行為が認められるとき。
- (7)日本の法令に違反したとき。
- (8)前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定が不適当と市長が認めるとき。

(情報の利用)

第 11 条 市長は、申請者に係る情報について、当該申請者に対し同意を得ることにより、補助金の審査に必要な範囲内において利用することができる。

(申請の取下げ)

第 12 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後に交付申請を取り下げるときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

また、交付決定前に申請を取り下げるときも、その旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第 13 条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容を変更する場合は、福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金事業変更申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、当該交付決定者にその旨を福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金変更決定通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(補助事業の廃止)

第 14 条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた後において、補助事業を廃止する場合は、福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金事業廃止届出書(様式第 6 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(関係書類の整備等)

第 15 条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

- 2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(状況報告)

- 第 16 条 市長は、補助事業の円滑な実行を図るため、必要に応じ、交付決定者に対し、補助事業の遂行に関して報告を求めることができる。

(補助事業の実績報告)

- 第 17 条 交付決定者は、事業が完了したときは、福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金事業実績報告書(様式第 7 号)に、次の各号に掲げる事項を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支報告書(様式第 7 号別紙)
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の報告については、補助事業が完了したときは当該完了した日から起算して 1 月以内又は当該年度の 3 月 31 日いずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第 18 条 市長は、前条の実績報告を受けた場合、実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金確定通知書(様式第 8 号)により交付決定者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額(1,000 円未満の端数は切捨て)又は交付決定した額の、いずれか低い額とする。

(補助金の交付)

- 第 19 条 補助金は、第 18 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 20 条 第 10 条第 3 項第 4 号から第 8 号までの規定は、補助金の交付決定後においても適用があるものとし、市長は、当該規定のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消し、及び交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(補助金の返還)

- 第 21 条 市長は、前条により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る額の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第 22 条 交付決定者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第 2 条の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 交付決定者が、取得財産のうち、取得価額又は効用の増加額が単価 500,000 円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第 9 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により交付決定者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第 23 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 11 月 11 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った補助事業については、この要綱を適用するものとする。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った補助事業については、この要綱を適用するものとする。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 11 月 17 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、令和 11 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った補助事業については、この要綱を適用するものとする。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

〔別表 1〕 補助事業及び補助対象経費等について

補 助 事 業	補 助 対 象 経 費
宿 泊 施 設 が 取 り 組 む 受 入 環 境 充 実 事 業	利便性向上、おもてなし力向上、災害対応強化等に 要する費用 （ ・本体購入費 ・設置工賃 ・リース料、レンタル料 など ）

通信費・電気代等のランニング経費は対象外とする。

ただし、事業実施において新規かつ必須に発生する物品等に係るリース料、レンタル料などの年間分として支払った経費については、本補助金の目的に合致するものである場合、補助事業実施期間の日数に応じて、当該経費の額を按分(1 円未満の端数は四捨五入)し、補助対象経費として計上することができる。

〔別表２〕 補助上限額について

区分	客室数	補助 上限額
旅館業法 (要綱第４条第１項 第１号に定めるもの)	１～２９ 室	４０ 万円
	３０～３９ 室	６０ 万円
	４０～４９ 室	８０ 万円
	５０～５９ 室	１００ 万円
	６０～６９ 室	１２０ 万円
	７０～７９ 室	１４０ 万円
	８０～８９ 室	１６０ 万円
	９０～９９ 室	１８０ 万円
	１００～１０９ 室	２００ 万円
	１１０～１１９ 室	２２０ 万円
	１２０～１２９ 室	２４０ 万円
	１３０～１３９ 室	２６０ 万円
	１４０～１４９ 室	２８０ 万円
	１５０ 室以上	３００ 万円
住宅宿泊事業法 (要綱第４条第１項 第２号に定めるもの)	一律	１０ 万円

- ※１ 一の補助事業者あたりの補助上限額は、上記のとおりとする。
- ※２ 一の補助事業者で、区分が異なる複数の施設で補助事業を実施する場合は、補助事業者がいずれか一方の区分を選択し、補助金の交付申請を行うものとする。
- ※３ 客室数は、補助事業を実施する施設の交付申請時点における福岡市宿泊税条例(令和元年福岡市条例第 28 号)第 15 条の規定に基づき申告された客室数とする。
- ※４ 一の補助事業者で、同一区分の複数の施設で補助事業を実施する場合の客室数は、当該補助事業を実施する施設の客室数を合算した客室数とする。
(区分が異なる場合は客室数を合算しない。)